

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成25年8月28日まで縦覧に供する。

平成25年7月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 申請のあった年月日

平成25年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人中讃聴覚障害者協会

濱上 操子

仲多度郡まんのう町買田497番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、その自立支援と社会参加を促進するため、聴覚障害者をはじめとする広く住民の福祉の増進に関する事業を行い、もって社会福祉の発展に寄与することを目的とする。